

ショートステイ百楽荘 寺川館 料金表（要支援 1・2 の方）

①基本のご利用負担額 ※（ ）は 2 割負担料金

費用項目		要支援 1	要支援 2
併設型 ユニット型	介護サービス費 ※1 割負担額	551 円 (1,101 円)	684 円 (1,367 円)
	居住費		1,970 円
	食費	朝食	360 円
		昼食	510 円
夕食		510 円	

※介護サービス費・居住費・食費には所得により減額制度があります。
（下記 高額介護サービス費対象者又は負担限度額認定対象者参照）

②その他のご利用負担額／日額 ※（ ）は 2 割負担料金

介護度による区分なし	機能訓練加算		13 円 (26 円)
	個別機能訓練加算		61 円 (122 円)
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		217 円 (434 円)
	若年性認知症利用者受入加算		130 円 (260 円)
	送迎加算		200 円 (399 円)
	療養食加算		25 円 (50 円)
	サービス提供体制強化加算 (I) イ		20 円 (39 円)
	サービス提供体制強化加算 (I) ロ		13 円 (26 円)
	サービス提供体制強化加算 (II)		7 円 (13 円)
	サービス提供体制強化加算 (III)		7 円 (13 円)
1 割負担 又は 2 割負担額	処遇改善加算 (I)	所定単位数に、8.3%を乗じた単位数の 1 割若しくは 2 割	
	特別な食事の提供		実費相当額
	レクリエーション参加費 ※材料費等		実費相当額
	理美容費 ※カット・顔そり		2,000 円
全額自己負担額			

③食費 負担限度額認定対象者

食費	第 1 段階	300 円／日
	第 2 段階	390 円／日
	第 3 段階	650 円／日

④居住費 負担限度額認定対象者

居住費	第 1 段階	820 円／日
	第 2 段階	820 円／日
	第 3 段階	1,310 円／日

第 1 段階 ⇒ 生活保護受給者・住民税世帯非課税の
老齢福祉年金受給者の方

第 2 段階 ⇒ 住民税世帯非課税で、課税年金収入額
と合計所得金額と遺族年金・障害年金
収入額の合計額が年額 80 万円以下の
方

第 3 段階 ⇒ 住民税世帯非課税で第 2 段階に該当し
ない方

第 4 段階 ⇒ 世帯員のどなたかが住民税課税の方

※入所者が世帯非課税であっても、配偶者（世帯分
離している場合も含む）が課税されている場合、
または単身で 1,000 万円超、夫婦で 2,000 万円超
の預貯金等を保有している場合には、負担限度額
認定が対象外となります。